

議第五十一号

県の行う第四期防災情報通信システム衛星系設備更新事業に対する市町村の負担金について

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第一項の規定により、県の行う第四期防災情報通信システム衛星系設備更新事業について、市町村の庁舎に備え付けられている設備（専ら消防本部の用に供するものを除く。）の更新に要する経費の二分の一に相当する額を市町村に負担させるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

